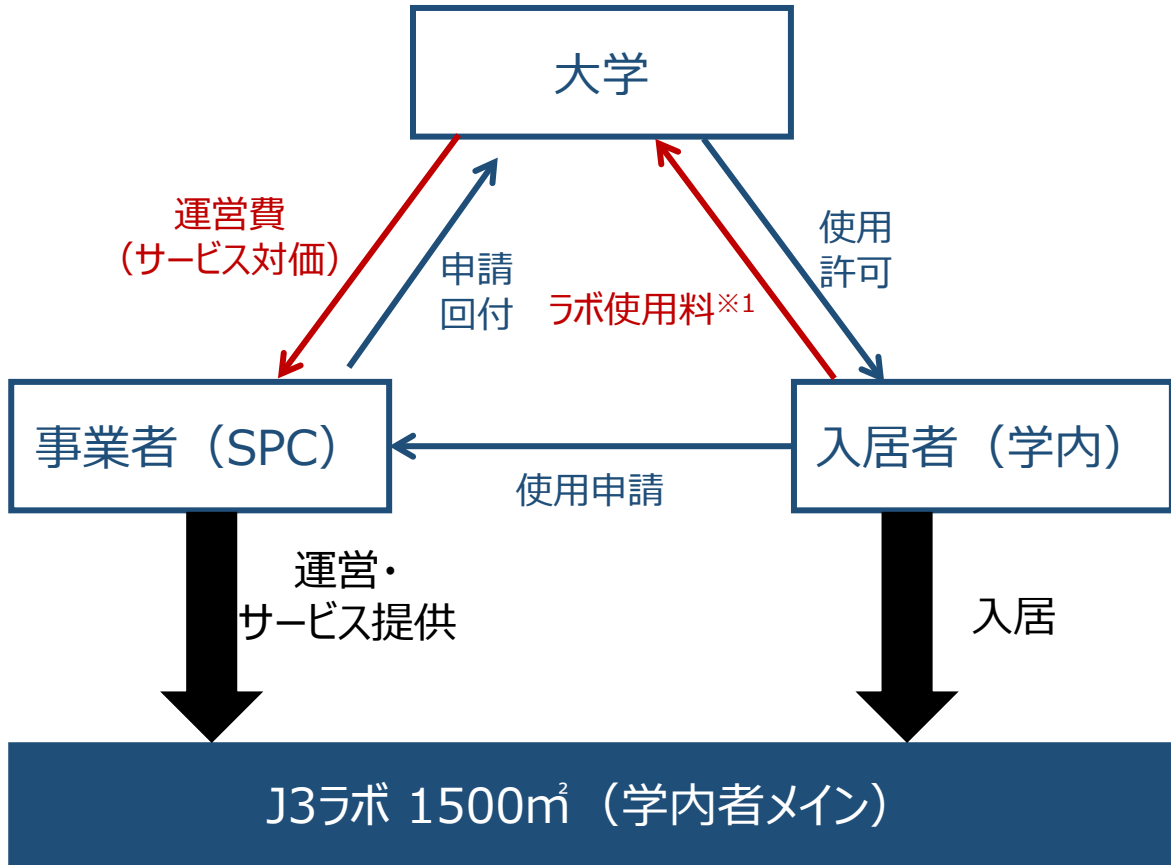


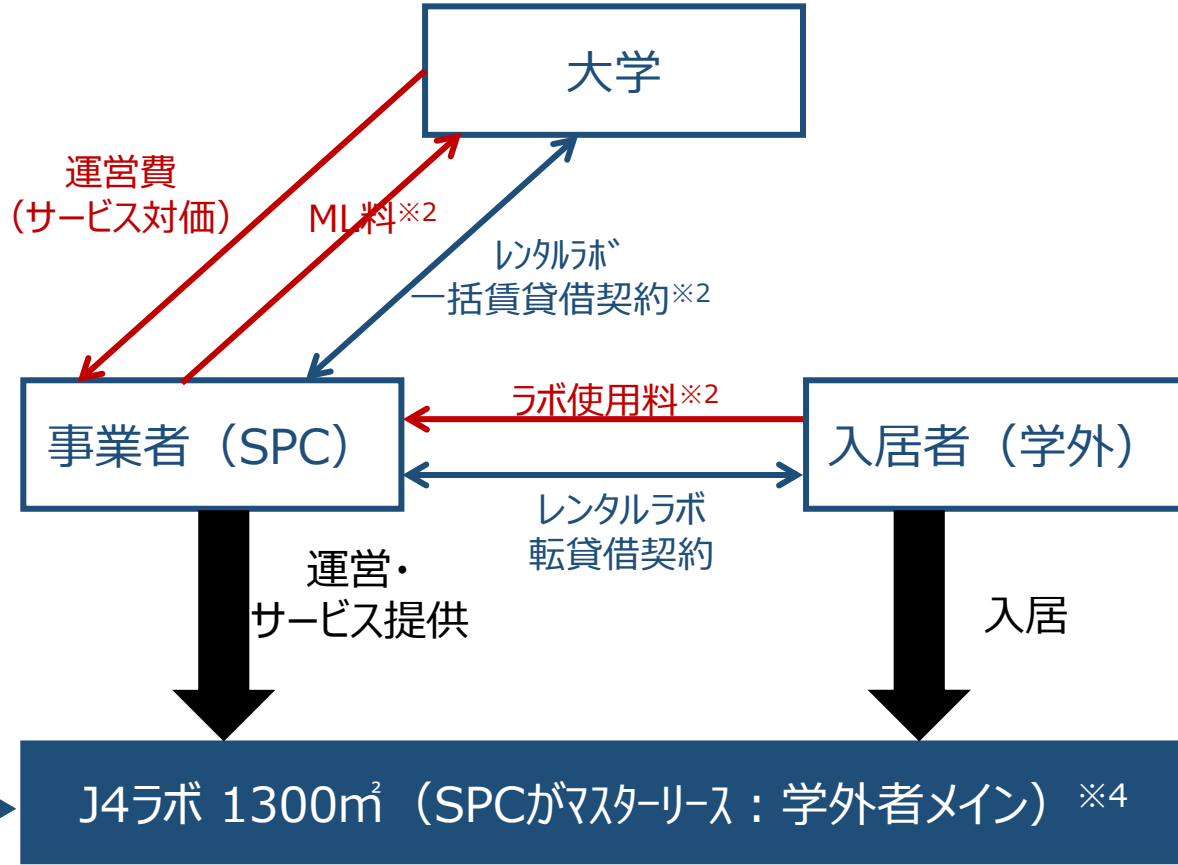
◆J3ラボ・J4ラボの基本的な考え方

	J3ラボ	J4ラボ
主たる利用者	<u>学内利用者</u> （本学との協働研究拠点や共同研究等を行う外部機関を含む。ただし本学教員が使用責任者になる場合に限る。）	<u>学外利用者</u> （東工大（科学大）発ベンチャー・スタートアップ企業）
契約形態	<u>大学と入居者は直接契約</u> 。SPCは入居手続き支援を実施する。	<u>大学とSPCは一括賃貸借契約し、入居者はSPCとの転貸借契約を締結</u> する。
入居審査の方法	<u>大学が実施</u> 入居希望者はSPCに使用申請を提出の上、本学に対し使用申請を回付する。本学が入居審査を実施し適否決定の後、入居希望者に対し使用許可を通知する。	<u>SPCが実施</u> 入居希望者はSPCに使用申請を提出し、SPCが入居審査を実施する（本学は法令や学内規定上の問題が無いかを確認する程度とする）。

◆J3ラボのスキームイメージ



◆J4ラボのスキームイメージ



※1 入居者 (学内) のラボ使用料の徴収は大学が行う

※2 事業者 (SPC) は入居者 (学外) のラボ使用料の徴収を行い、同額をマスターリース料として大学に支払う (ただし未納リスクは事業者分担とする)

※3 J3ラボ満床の場合は、大学がJ4ラボを転貸借することがある

※4 維持管理・運営期間当初はJ4ラボの半分程度をマスターリース契約の対象とし、残りの半分程度はJ3ラボと同様の事業方式とする。

なお、事業開始後の学内利用者及び学外利用者の利用状況を踏まえてマスターリース契約の対象を拡大する予定である。

